

# 令和7年度 本庁舎消防訓練概要

## 1 目的

沖縄県本庁舎においては、消防法施行令第3条の2第2項、第48条第2項に基づき、消防訓練を実施する必要があり、震災や火災等の発生による被害を最小限にするため、自衛消防隊による通報・消火・避難訓練等を行う。また、職員の防火・防災意識を高めるとともに、防火・防災体制の充実強化を図る。

## 2 実施日時

令和8年1月7日（水）9:45～11:00  
(訓練開始時刻の詳細は、事前に通知しません。)

## 3 訓練参加者（約2,000人）

- (1) 本庁舎自衛消防隊 本部隊・地区隊  
(2) 本庁舎内の勤務者及び来庁者（テナント含む）  
※ 令和6年度は3階を火元とし訓練を実施した。

## 4 災害想定

那覇市で震度6強の地震発生。電気系統ショートからの電気火災を職員が発見。中央監視室、消防機関への連絡通報と同時に職員らは初期消火に努めたが、炎が天井まで延焼拡大したため、本庁舎内の全員が避難場所である県民ホールへ避難することになった。

※ 火元場所は火災発見者または非常放送によって知らされます。

## 5 訓練項目

### (1) 地震発生の非常放送による緊急地震速報対応行動訓練（シェイクアウト訓練）

ア 在庁する全ての勤務者が地震発生時に身を守るための地震防災訓練  
一斉に「命を守る3動作」を行う。「姿勢を低くする、しゃがむ」→「頭や体を守る」→「揺れがおさまるまで動かず待つ」（1分程度）

### (2) 通報連絡訓練

#### ア 中央監視室への「火災発生」の通報訓練

職員に火災報知器及び非常電話の位置、使用方法等を認識してもらうため、火災発見者（職員）による非常電話を使用した「火災発生」の通報を中央監視室に行う。氏名、何階のどこで火災が発生しているか、延焼状況はどうかを伝える。

#### イ 消防機関への通報訓練（模擬）

中央監視室から消防署にスムーズに通報できるよう訓練を行う。

#### ウ 中央監視室から在庁者への非常放送による火災発生の周知訓練

#### エ 避難場所での避難完了報告訓練

各地区隊ごとに避難場所（1階県民ホール）に避難完了したことを自衛消防総括隊長（管財課長）に報告する訓練

### (3) 初期消火訓練

#### ア 自衛消防隊員による消火器及び屋内消火栓操作訓練（模擬）（火元階）

本庁舎に配置してある消火器及び屋内消火栓の位置を十分認識してもらうと同時に、火災場所に駆けつけ消火器及び屋内消火栓操作訓練を行う。（実際には放水せず模擬訓練とする）

#### (4) 避難誘導訓練

##### ア 避難誘導放送訓練

火災の状況を判断し、非常階段等でパニックを起こさずに避難誘導が安全かつスムーズに行われるよう、必要最小限の指示について中央監視室から非常放送を行う。

##### イ 本庁舎（地下1階～14階）の職員を避難場所（県民ホール）に避難誘導する訓練

火災の際の避難にはエレベーターが使用出来ないため、避難誘導班員は職員の一部を非常階段から避難場所（県民ホール）に避難集合させる。避難経路の要所ごとに避難誘導班員を配置し、大きな声かけ、身振り手振りで、安全な区画に避難誘導する。また、逃げ遅れた者がいないか、執務室、会議室、倉庫、トイレ等を検索する。

##### ウ 火元階に自力避難困難者がいる場合の避難訓練（全体訓練終了後）

車椅子や杖の利用者等の避難が支障なく行えるように、安全な区画へ避難した後、階段を使用して補助者と共に避難する。（車椅子、ダミー人形使用）

#### (5) 救助救護訓練

##### ア 傷病者の担架救助訓練

避難することができない傷病人を消防署員が到着するまでの間に、自衛消防隊救護班（救助担当）が担架を使用して救助する。

##### イ 救護所設置及び傷病人の応急手当訓練

傷病人の応急手当を行う。

#### (6) 非常用設備作動訓練

##### ア 煙感知器での感知による防火扉作動訓練

建物で火災が発生した場合、火災を最小限にとどめて火災の延焼と煙の拡散を防ぐために防火扉が設置されている。

防火戸には2つの方式があり、平常時は開いているが、火災時だけ閉じる自動閉鎖式と、平常時は閉じていて手で押すと開き自動的に閉じる常時閉鎖式とがある。今回は煙感知器と連動する火元階の自動閉鎖式のものを手動で作動させる。

##### イ 非常警報設備の作動訓練

火災が発生し煙感知器が作動すると、音声警報が鳴動し、火元階とその直上階に火災の発生を知らせる。

#### (7) 消火器取扱い講習（全体訓練終了後）

##### ア 職員による消火器（水）放射講習 ━━━━━━ 雨天時は中止

火災が発生した場合における初期消火の重要性から、火元階職員は、関係者から消火器の取扱い説明を受けた後、消火器の水放射訓練を行う。

## 6 その他

- (1) 来庁舎の方へも訓練の参加を呼びかけるが、参加は本人にまかせるものとする。
- (2) 避難場所は本庁舎1階県民ホールとする。
- (3) 訓練当日に電話応対で残る者、体調が優れない者は不参加とする。
- (4) 上記対応等で残る者については、消火設備の資料や避難経路図を配布し、常日頃から避難経路や消火設備の場所の確認を行うことを呼びかける。